

ゆめふおんオプションサービス契約約款
笠岡放送株式会社

ゆめふおんオプションサービス契約約款

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 契約の成立
- 第4条 権利の譲渡等
- 第5条 申込
- 第6条 申込の承諾等
- 第7条 サービスの提供元等
- 第8条 サービスの申込と解除
- 第9条 提供の中止
- 第10条 提供の停止等
- 第11条 サービスの変更、追加、廃止
- 第12条 料金計算方法等
- 第13条 割増金
- 第14条 遅延損害金
- 第15条 割増金等の支払方法
- 第16条 消費税
- 第17条 端数処理
- 第18条 禁止事項
- 第19条 契約解除
- 第20条 専属的合意管轄裁判所
- 第21条 準拠法
- 第22条 分離可能性
- 第23条 その他契約事項
- 第24条 個人情報保護
- 第25条 定めなき事項

第2章 ゆめネットウイルスバスター月額版

- 第26条 ゆめネットウイルスバスター月額版の内容
- 第27条 免責

第3章 i-フィルターサービス

- 第28条 i-フィルターサービスの内容
- 第29条 利用対象者
- 第30条 免責

第4章 Internet SagiWall for マルチデバイス

第 31 条 Internet SagiWall for マルチデバイスの内容

第 32 条 免責

第 5 章 カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ+Internet SagiWall for マルチデバイス

第 33 条 カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ+Internet SagiWall for マルチデバイスの内容

第 34 条 免責

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 笠岡放送株式会社（ゆめネット笠岡放送）（以下「当社」といいます。）は、ゆめふおんオプションサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりゆめふおんオプションサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本約款は、ゆめふおん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 3 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

第2条 (約款の変更)

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本約款が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。
- 2 当社は、前項の変更の少なくとも2週間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (<http://home.kcv.ne.jp/>) に掲載する方法で告知するものとします。

第3条 (契約の成立)

ゆめふおんオプションサービス契約（以下「本契約」といいます。）は、契約者が当社の定める所定の手続きによって申込みを完了し、当社がこれを承認して本サービスのライセンスキー等を記載した通知物を契約者に発送した翌日をもって成立するものとします。

第4条 (権利の譲渡等)

- 1 本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、本体であるゆめふおんサービスの提供を受ける権利と切り離して譲渡することはできません。
- 2 前項の権利の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。この承認を受けようとするときは、当社が定める所定の方法による申請が必要です。
- 3 前項の定めは、相続または法人の合併若しくは会社分割により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。
- 4 当社は、第2項の申請があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申請を承認しないことがあります。
 - (1) 譲渡人または譲受人が、基本約款第5条第1項に定める承認を受けないとき
 - (2) 譲渡人または譲受人が、第10条（提供の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
 - (3) 譲受人が、申請よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき
 - (4) 申請に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 譲渡人または譲受人が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき

(6) 法令に違反することとなるとき

(7) 譲渡後の本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき

(8) その他当社が不適切と認めたとき

5 本サービスの提供を受ける権利の譲渡があったときは、譲受人は、別段の定めがある場合を除いて、契約者の有していた一切の権利及び義務（譲渡があった日以前の料金その他の債務を除きます。）を承継します。

6 契約者は、本サービスを再販売する等、第三者に対し本サービスを利用させることはできません。

第5条（申込）

申込者は、本約款に同意のうえ、本サービスの利用の申込（以下「本申込」といいます。）を、当社が定める所定の方法により行うものとします。

第6条（申込の承諾等）

1 当社は、本申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が、第10条（提供の停止等）第1項各号の事由に該当するとき

(2) 申込者が、申込よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき

(3) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき

(4) 本申込をする者が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき

(5) 法令に違反することとなるとき

(6) 申込に係る本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき

(7) その他当社が不適切と認めたとき

2 前項の規定により本申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保または拒絶できるものとします。

4 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

5 当社が申込者からの申込を承諾した場合、本約款及び申込内容に従い、本契約が成立するものとします。

第7条（サービスの提供元等）

- 1 本サービスは、当社が販売契約を締結している株式会社エネルギア・コミュニケーションズおよび月額ソフトウェアサービスパートナー・基本契約を締結している BB ソフト株式会社より提供されます。
- 2 本サービスのみの契約および利用はできません。

第8条（サービスの申込と解除）

- 1 本サービスの利用の申込（以下「本申込」といいます。）は、当社が定める所定の方法により行うものとします。
- 2 契約者は、当社指定の事項を当社所定の方法で月の25日までに当社に通知することにより、当該通知の日の属する月の末日をもって本契約を解除することができるものとします。

第9条（提供の中止）

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社または本サービス提供元の設備等の保守等のためやむを得ないとき
 - (2) 当社または本サービス提供元の設備等に障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) その他当社が必要と判断したとき
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあってはその14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 本条に基づく本サービスの提供の中止について、当社は、その料金の全部または一部の返金を行うことはなく、また名目の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

第10条（提供の停止等）

- 1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者による本サービスの利用について、その全部若しくは一部の提供を停止しまたはその利用を制限することがあります。
 - (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき、または、本約款の定めに違反する行為が行われたとき
 - (2) 料金等本契約上の義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において、本サービスを利用したとき
 - (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者について、その利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
 - (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において、本サービスを

利用したとき

(6) 第 6 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

(7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

(8) 当社が送付した通信機器を受領しないとき

(9) 当社に登録しているお客様情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき

2 当社は、前項の規定による提供の停止または利用の制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではありません。

4 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、その要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 11 条（サービスの変更、追加、廃止）

1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 か月前までに、その旨を通知します。

3 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加または廃止について、何ら責任を負うものではありません。

第 12 条（料金計算方法等）

1 当社は、特に定めのある場合を除き、利用料金を毎月単位で計算して請求するものとし、契約者が毎月途中で契約者登録を受けた場合は、翌月 1 日より課金するものとします。ただし、契約者登録を受けた日の属する月のうちに登録を解除する場合は、当該契約者は 1 か月分の契約料金を支払うものとします。

2 契約者は、毎月途中で登録を解除する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

3 当該利用料金の支払いは当社指定の金融機関口座振替にて当社が指定する日までに支払うものとします。

第 13 条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に

相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 14 条（遅延損害金）

- 1 契約者は、本サービスに関する料金等の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金はその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
- 2 遅延損害金の額は、未払債務額に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 15 条（割増金等の支払方法）

第 12 条（料金計算方法等）の規定は、第 13 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 16 条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 17 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 18 条（禁止事項）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシーまたは肖像権その他権利を侵害する行為
 - (2) 他人を誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為
 - (3) 他人への詐欺または脅迫行為
 - (4) 他人に不利益を与える行為
 - (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設しまたはこれを勧誘する行為

- (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 法令に違反する行為
- (13) 公序良俗に反する行為
- (14) 当社に迷惑を及ぼす行為

第 19 条（契約解除）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、通知・催告なしで利用停止、または本契約を解除いたします。この場合、途中解約による料金の減額はいたしません。

- (1) 契約者が前条の禁止事項のいずれかに該当したとき。
- (2) 契約申込書の記入内容に偽りがあったとき。
- (3) 契約者の信用状態に重大な変化があったとき。

2 前 1 項の契約解除に関し発生した一切の損害及び債務は契約者の負担とします。

第 20 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

第 22 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 23 条（その他契約事項）

当社が、本契約に基づき債権の回収のため訴訟を提起した場合、一切の訴訟費用は契約者の負担とします。

第 24 条（個人情報保護）

- 1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。
 - (2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 25 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第2章 ゆめネットウイルスバスター月額版

第26条 (ゆめネットウイルスバスター月額版の内容)

1 ゆめネットウイルスバスター マルチデバイス 月額版 (以下「ウイルスバスター」といいます。)とは、トレンドマイクロ株式会社の提供する「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」を利用して、インターネットに接続した利用者端末 (ウイルスバスターの提供を受けるための通信端末) 内で、インターネットの接続監視、コンピュータウィルスの検出、駆除およびインターネットへのアクセスに係るプライバシー保護などのセキュリティ対策を行うものです。1 契約の月額利用料金は、税抜 500 円です。

2 「ウイルスバスター 月額版」および「ウイルスバスター モバイル 月額版」使用許諾契約 (以下この章において「ウイルスバスター使用許諾契約」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとし、契約者は、ウイルスバスター使用許諾契約に基づいてウイルスバスターを利用するものとします。

3 ウイルスバスターは、日本国内で契約期間内において、1 契約につき同一世帯のスマートフォンおよびコンピュータ 3 台で利用できるものとします。

第27条 (免責)

1 当社は、「ゆめネットウイルスバスター マルチデバイス 月額版」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲でウイルスバスターを提供し、契約者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

2 ウイルスバスターの利用に起因して、契約者または第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。

第3章 i-フィルターサービス

第28条 (i-フィルターサービスの内容)

1 i-フィルターサービス (以下「i-フィルター」といいます。)とは、株式会社デジタルアーツの提供するソフトウェア (i-フィルター マルチデバイス) を利用して、インターネット上の Web ページへのアクセスに係るコンテンツの表示規制を行うものです。

2 契約の月額利用料金は、税抜 360 円です。

3 「i-フィルター マルチデバイス」の使用権許諾契約は、本約款の一部を構成するものとし、契約者は、「i-フィルター マルチデバイス」の使用権許諾契約に基づいて i-フィルターを利用するものとします。

第29条 (利用対象者)

1 契約者は、i-フィルターを利用するために設定したインターネット接続環境を経由して、当該契約者の家族その他当該契約者が認めた者 (以下「利用対象者」といいます。)に i-フィルターを利用させることができるものとします。なお、この場合、利用対象者による i-フィルターの利用は、契約者による i-フィルターの利用とみなされます。

2 契約者は、当社が、前項に基づき i-フィルターを利用させることができる利用対象者の数を制限する必要があることを承諾するものとします。

3 i-フィルターは、日本国内において、契約期間内に 1 契約につき同一世帯のスマートフォンおよびコンピュータ 1 台で利用できるものとします。

第30条 (免責)

1 当社は、「i-フィルター マルチデバイス」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で i-フィルターを提供するものであり、契約者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他契約者の希望する完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

2 i-フィルターの利用に起因して、契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。

第4章 Internet SagiWall for マルチデバイス

第31条 (Internet SagiWall for マルチデバイスの内容)

1 Internet SagiWall for マルチデバイス（以下「SagiWall 単体」といいます。）とは、当社が、BB ソフトサービス株式会社の提供する「Internet SagiWall for マルチデバイス」を利用して、インターネットに接続した契約者端末（SagiWall 単体の提供を受けるための通信端末）内で、ウイルス対策ソフトでは検知が困難な、インターネット詐欺の疑いのある危険なウェブサイトの発見、警告を行うものです。1 契約の月額利用料金は、税抜 300 円です。

2 BB ソフトサービス株式会社が別途定める SagiWall 単体の使用許諾契約（以下この章において「SagiWall 単体使用許諾契約」といいます。）は、本約款の一部を構成するものとし、契約者は、SagiWall 単体使用許諾契約に基づいて SagiWall 単体を利用するものとします。

3 SagiWall 単体は、日本国内で契約期間内において、1 契約につき同一世帯のスマートフォンおよびコンピュータ 3 台で利用できるものとします。

第32条 (免責)

1 当社は、「Internet SagiWall for マルチデバイス」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で SagiWall 単体を提供するものであり、契約者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他契約者の希望する完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

2 SagiWall 単体の利用に起因して、契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。

第5章 カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ+Internet SagiWall for マルチデバイス

第33条 (カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ+Internet SagiWall for マルチデバイスの内容)

1 カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ+Internet SagiWall for マルチデバイス (以下「カスペルスキー+SagiWall」といいます。)とは、カスペルスキー社の提供する「カスペルスキー マルチプラットフォーム セキュリティ (以下「カスペルスキー」といいます。)」を利用して、インターネットに接続した契約者端末 (カスペルスキー+SagiWall の提供を受けるための通信端末) 内でセキュリティ対策を行うものと Internet SagiWall for マルチデバイス (以下「SagiWall」といいます。)とは、当社が、BB ソフトサービス株式会社の提供する SagiWall を利用して、インターネットに接続した契約者端末 (カスペルスキー+SagiWall の提供を受けるための通信端末) 内で、ウイルス対策ソフトでは検知が困難な、インターネット詐欺の疑いのある危険なウェブサイトの発見、警告を行うものをセットにしたものです。1 契約の月額利用料金は、税抜 650 円です。

2 カスペルスキー社が別途定めるカスペルスキー+SagiWall の一部であるカスペルスキーの使用許諾契約 (以下この章において「カスペルスキー使用許諾契約」といいます。)と BB ソフトサービス株式会社が別途定める SagiWall の使用許諾契約 (以下この章において「SagiWall 使用許諾契約」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとし、契約者は、カスペルスキー使用許諾契約と SagiWall 使用許諾契約に基づいてカスペルスキー+SagiWall を利用するものとします。

3 カスペルスキー+SagiWall は、日本国内で契約期間内において、1 契約につき同一世帯のスマートフォンおよびコンピュータ 3 台でカスペルスキーと SagiWall をそれぞれ利用できるものとします。

第34条 (免責)

1 当社は、カスペルスキーが有する機能、性能およびその他の仕様の範囲と SagiWall が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲でカスペルスキー+SagiWall を提供するものであり、契約者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他契約者の希望する完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

2 カスペルスキー+SagiWall の利用に起因して、契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

附 則 (平成 27 年 7 月 31 日 制定)

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができますものとしてします。
- 2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附 則 (平成 28 年 2 月 1 日 改正)

この改正規定は、平成 28 年 3 月 15 日から実施します。